我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例(昭和30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後

(給与所得に係る特別徴収税額の納 入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月第46条 前条の特別徴収義務者は、月 割額を徴収した月の翌月10日までに その徴収した月割額を施行規則第5 号の15様式又は第5号の15の2様式 若しくは 施行規則第2条の6の規定 により総務大臣が定めた様式による 納入書により納入しなければならな 11

略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務が第48条 市民税を申告納付する義務が ある法人は、法第321条の8第1項、 第2項、第31項、第34項及び第35項 の規定による申告書(第9項、第10 項及び第12項において「納税申告書」 という。)を、同条第1項、第2項、 第31項及び第35項の申告納付にあつ てはそれぞれこれらの規定による納 期限までに、同条第34項の申告納付 にあつては遅滞なく市長に提出し、 及びその申告に係る税金又は同条第 1項後段及び第2項後段の規定によ

改正前

(給与所得に係る特別徴収税額の納 入の義務等)

割額を徴収した月の翌月10日までに その徴収した月割額を施行規則第5 号の15様式又は施行規則第2条の6 の規定により総務大臣が定めた様式 による納入書**によって**納入しなけれ ばならない。

略

(法人の市民税の申告納付)

ある法人は、法第321条の8第1項、 第2項、第31項、第34項及び第35項 の規定による申告書(第9項、第10 項及び第12項において「納税申告書」 という。)を、同条第1項、第2項、 第31項及び第35項の申告納付にあつ てはそれぞれこれらの規定による納 期限までに、同条第34項の申告納付 にあつては遅滞なく市長に提出し、 及びその申告に係る税金又は同条第 1項後段及び第2項後段の規定によ り提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式**又は第22号の4の2様式**による納付書により納付しなければならない。

2から4まで 略

法第321条の8第34項に規定する|5 申告書 (同条第33項の規定による申) 告書を含む。以下この項において同 じ。) に係る税金を納付する場合に は、当該税金に係る同条第1項、第 2項又は第31項の納期限(納期限の 延長があつたときは、その延長され た納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(申告書を提出し た日(同条第35項の規定の適用があ る場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当 該提出期限)までの期間又はその期 間の末日の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7.3パー セント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金を加算して、施 行規則第22号の4様式又は第22号の **4 の 2 様式**による納付書により納付

6から16まで 略

しなければならない。

(法人の市民税に係る不足税額の納)

り提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2から4まで 略

法第321条の8第34項に規定する 申告書(同条第33項の規定による申 告書を含む。以下この項において同 じ。)に係る税金を納付する場合に は、当該税金に係る同条第1項、第 2項又は第31項の納期限(納期限の 延長があつたときは、その延長され た納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(申告書を提出し た日(同条第35項の規定の適用があ る場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当 該提出期限) までの期間又はその期 間の末日の翌日から1月を経過する 日までの期間については、年7.3パー セント)の割合を乗じて計算した金 額に相当する延滞金を加算して、施 行規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

6 から16まで 略

(法人の市民税に係る不足税額の納

付の手続)

- |第50条 法人の市民税の納税者は、法|第50条 法人の市民税の納税者は、法| 第321条の12の規定に基づく納付の 告知を受けた場合には、当該不足税 額を当該通知書の指定する期限まで に施行規則第22号の4様式**又は第22 号の4の2様式**による納付書により 納付しなければならない。
- 法第321条の8第1項、第2項又は第 31項の納期限(同条第35項の申告納 付に係る法人税割に係る不足税額が ある場合には、同条第1項又は第2 項の納期限とし、納期限の延長があ つた場合には、その延長された納期 限とする。第4項第1号において同 じ。) の翌日から納付の日までの期 間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間又は当該 納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額 に相当する延滞金額を加算して納付 しなければならない。

3及び4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

こ税を申告納付すべき者(以下この|

付の手続)

- 第321条の12の規定に基づく納付の 告知を受けた場合には、当該不足税 額を当該通知書の指定する期限まで に施行規則第22号の4様式による納 付書により納付しなければならな 11
- 前項の場合には、その不足税額に2 前項の場合においては、その不足 税額に法第321条の8第1項、第2項 又は第31項の納期限(同条第35項の 申告納付に係る法人税割に係る不足 税額がある場合には、同条第1項又 は第2項の納期限とし、納期限の延 長があつた場合には、その延長され た納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。) の翌日から納付の日ま での期間の日数に応じ、年14.6パー セント(前項の納期限までの期間又 は当該納期限の翌日から1月を経過 する日までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算し て納付しなければならない。

3 及び4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

|第95条の4 前条の規定によつてたば|第95条の4 前条の規定によつてたば| こ税を申告納付すべき者(以下この 節において「申告納税者」という。)| 節において「申告納税者」という。) は、毎月末日までに、前月の初日か」は、毎月末日までに、前月の初日か

ら末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節に おいて「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第95条の2第1項の規定に より免除を受けようとする場合にあ つては同項の適用を受けようとする 製造たばこに係るたばこ税額並びに 次条第1項の規定により控除を受け ようとする場合にあつては同項の適 用を受けようとするたばこ税額その 他必要な事項を記載した施行規則第 34号の2様式による申告書を市長に 提出し、及びその申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式又は第 34号の2の5の2様式による納付書 によつて納付しなければならない。 この場合において、当該申告書には、 第95条の2第3項に規定する書類及 び次条第1項の返還に係る製造たば この品目ごとの数量についての明細 を記載した施行規則第16号の5様式 による書類を添付しなければならな 11

2から4まで

前項の修正申告書に係る税金を納5 付する場合には、当該税金に係る第 1項又は第2項の納期限(納期限の

ら末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節に おいて「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第95条の2第1項の規定に より免除を受けようとする場合にあ つては同項の適用を受けようとする 製造たばこに係るたばこ税額並びに 次条第1項の規定により控除を受け ようとする場合にあつては同項の適 用を受けようとするたばこ税額その 他必要な事項を記載した施行規則第 34号の2様式による申告書を市長に 提出し、及びその申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式による 納付書によつて納付しなければなら ない。この場合において、当該申告 書には、第95条の2第3項に規定す る書類及び次条第1項の返還に係る 製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号 の5様式による書類を添付しなけれ ばならない。

2から4まで 略

前項の修正申告書に係る税金を納 付する場合には、当該税金に係る第 1項又は第2項の納期限(納期限の 延長があつたときは、その延長され|延長があつたときは、その延長され| た納期限。第95条の7第2項におい て同じ。) の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6パーセント(修正申告書を提出 した日までの期間又はその日の翌日 から1月を経過する日までの期間に ついては、年7.3パーセント)の割合 を乗じて計算した金額に相当する延| 滞金額を加算して、施行規則第34号 の 2 の 5 様式**又は第34号の 2 の 5 の** 2様式による納付書によつて納付し なければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付) 手続)

は、法第481条、第483条又は第484条 は、法第481条、第483条又は第484条 の規定に基づく納付の告知を受けた 場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額、不申告加算金額若しく は重加算金額を、当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第34号の 2 の 5 様式又は第34号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によつて納付しな| ければならない。

略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係) る市民税の課税の特例)

第 5 条

た納期限。第95条の7第2項におい て同じ。) の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6パーセント(修正申告書を提出 した日までの期間又はその日の翌日 から1月を経過する日までの期間に ついては、年7.3パーセント)の割合 を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して、施行規則第34号 の2の5様式による納付書によつて 納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付 手続)

の規定に基づく納付の告知を受けた 場合には、当該不足税額又は過少申 告加算金額、不申告加算金額若しく は重加算金額を、当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第34号の 2の5様式による納付書によつて納 付しなければならない。

> 2 略

> > 附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係 る市民税の課税の特例)

昭和57年度から令和9年度ま第5条 昭和57年度から令和6年度ま での各年度分の個人の市民税に限しでの各年度分の個人の市民税に限

り、法附則第6条第4項に規定する 場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達 される時までに提出されたもの及び その時までに提出された第36条の3 第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。)に肉用牛の売却に係 る租税特別措置法第25条第1項に規 定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所 得割の額を免除する。

2及び3

(読替規定)

|第7条 法附則第15条から第15条の3|第7条 法附則第15条から第15条の3 の 2 まで**又は第63条**の規定の適用が ある各年度分の固定資産税に限り、 第61条第8項中「又は第349条の3の| 4から第349条の5まで」とあるの は、「若しくは第349条の3の4から 第349条の5まで又は附則第15条か ら第15条の3の2まで**若しくは第63** 条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合)

第7条の2 略

り、法附則第6条第4項に規定する 場合において、第36条の2第1項の 規定による申告書(その提出期限後 において市民税の納税通知書が送達 される時までに提出されたもの及び その時までに提出された第36条の3 第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。) に肉用牛の売却に係 る租税特別措置法第25条第1項に規 定する事業所得の明細に関する事項 の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやむ を得ない理由があると市長が認める ときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所 得割の額を免除する。

2 及び3

(読替規定)

の 2 まで**、第63条又は第64条**の規定 の適用がある各年度分の固定資産税 に限り、第61条第8項中「又は第349 条の3の4から第349条の5まで」と あるのは、「若しくは第349条の3の 4から第349条の5まで又は附則第 15条から第15条の3の2まで**、第63 条若しくは第64条**」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合)

第7条の2 略

- 2 略
- る割合は、5分の3とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号イに規4 法附則第15条第26項第1号イに規 める割合は、3分の2とする。
- 5 法**附則第15条第25項第1号ロ**に規|5 法**附則第15条第26項第1号ロ**に規 める割合は、3分の2とする。
- める割合は、3分の2とする。
- 7 法**附則第15条第25項第1号ニ**に規一 法**附<u>則第15条第26項第1号ニ</u>に規** める割合は、3分の2とする。
- める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号口に規|9 法附則第15条第26項第2号口に規 める割合は、4分の3とする。
- |10 法附則第15条第25項第2号ハに規|10 法附則第15条第26項第2号ハに規 める割合は、4分の3とする。
- |11 法附則第15条第25項第3号イに規||1 法附則第15条第26項第3号イに規 める割合は、2分の1とする。

- 2 略
- 3 法**附則第15条第<u>14項</u>の条例で定め**3 法**附則第15条第15項**の条例で定め る割合は、5分の3とする。
 - 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、3分の2とする。
 - | 定する設備について同号の条例で定|| 定する設備について同号の条例で定| める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ハに規|6 法附則第15条第26項第1号ハに規 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、3分の2とする。
 - 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第25項第2号イに規|8 法附則第15条第26項第2号イに規 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、4分の3とする。
 - 定する設備について同号の条例で定| 定する設備について同号の条例で定 める割合は、4分の3とする。
 - 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、4分の3とする。
 - 定する設備について同号の条例で定| 定する設備について同号の条例で定 める割合は、2分の1とする。
 - 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定

- める割合は、2分の1とする。
- |14 法**附則第15条第28項**の条例で定め|14 法**附則第15条第29項**の条例で定め| る割合は、3分の2とする。
- |15 法**附則第15条第32項**の条例で定め||15 法**附則第15条第33項**の条例で定め| る割合は、2分の1とする。
- |16 法**附則第15条第33項**の条例で定め|16 法**附則第15条第34項**の条例で定め| る割合は、3分の2とする。
- |17 法**附則第15条第38項**の条例で定め|17 法**附則第15条第39項**の条例で定め| る割合は、3分の2とする。
- |18 法**附則第15条第42項**の条例で定め|18 法**附則第15条第43項**の条例で定め| る割合は、3分の1とする。
- |19 法附則第15条第43項の条例で定め|19 法附則第15条第44項の条例で定め| る割合は、4分の3とする。
- 20 略
- 例で定める割合は、3分の1とする。 は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の 者がすべき申告)

第7条の3 略

2から11まで 略

|12 法附則第15条の9の3第1項に規 定する特定マ<u>ンションに係る区分所</u> 有に係る家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定す る工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告

- |13 法附則第15条第25項第3号ハに規||13 法附則第15条第26項第3号ハに規 定する設備について同号の条例で定 定する設備について同号の条例で定 める割合は、2分の1とする。
 - る割合は、3分の2とする。
 - る割合は、2分の1とする。
 - る割合は、3分の2とする。
 - る割合は、3分の2とする。
 - る割合は、3分の1とする。
 - る割合は、4分の3とする。
 - 20 略

|21 法附則第15条の9の3第1項の条||21 法附則第64条の条例で定める割合

(新築住宅等に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする 減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

第7条の3 略

2から11まで 略

書に施行規則附則第7条第16項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出 しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名 称及び個人番号又は法人番号(個 人番号又は法人番号を有しない者 にあつては、住所及び氏名又は名 称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及 び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月 日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月 を経過した後に申告書を提出する 場合には、3月以内に提出するこ とができなかつた理由
- |13 法附則第15条の10第1項の耐震基||12 法附則第15条の10第1項の耐震基 準適合家屋について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第17項に規定する補助に 係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は 附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が 令附則第12条第19項に規定する基準

準適合家屋について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修が完 了した日から3月以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第13項に規定する補助に 係る補助金確定通知書の写し、建築 物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は 附則第3条第1項の規定による報告 の写し及び当該耐震改修後の家屋が 令附則第12条第19項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付し て市長に提出しなければならない。

- (1)から(4)まで 略
- (5) 施行規則**附則第7条第17項**に 規定する補助の算定の基礎とな つた当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修に要した費用
- (6) 略

14 略

第12条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の 特例)

第12条の7 略

2 略

を満たすことを証する書類を添付し て市長に提出しなければならない。

- (1)から(4)まで 略
- (5) 施行規則**附則第7条第13項**に 規定する補助の算定の基礎とな つた当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修に要した費用
- (6) 略

13 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第12条の3 法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準 用する場合を含む。)に掲げる三輪 以上の軽自動車(自家用のものに限 る。以下この条において同じ。)に 対しては、当該三輪以上の軽自動車 の取得が令和元年10月1日から令和 3年12月31日までの間(附則第12条 の7第3項において「特定期間」と いう。)に行われたときに限り、第 80条第1項の規定にかかわらず、軽 自動車税の環境性能割を課さない。

第12条の3の2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の 特例)

- 第12条の7 略
- 2 略
- 3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であ</u> つて乗用のものに対する第81条の 4

(軽自動車税の種別割の税率の特 例)

第13条 る三輪以上の軽自動車に対する当該| 軽自動車が最初の法第444条第3項 に規定する車両番号の指定(次項か ら第4項までにおいて「初回車両番 号指定」という。) を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 略

法附則第30条第2項第1号及び第2 2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和8年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には <u>、当該初回車両番号指定を</u>受けた日 の属する年度の翌年度分の軽自動車

(第2号に係る部分に限る。)及び 前項の規定の適用については、当該 軽自動車の取得が特定期間に行われ たときに限り、これらの規定中「100 分の2」とあるのは、「100分の1」 とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特 例)

法附則第30条第1項に規定す|第13条 法附則第30条第1項に規定す る三輪以上の軽自動車に対する当該 軽自動車が最初の法第444条第3項 に規定する車両番号の指定(次項か ら第8項までにおいて「初回車両番 号指定」という。) を受けた月から 起算して14年を経過した月の属する 年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 略

法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和2年4月1 日から令和3年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和3年度分の軽自動車税の種別割 に限り、次の表の左欄に掲げる同条 税の種別割に限り、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 略

の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

表略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号 <i>ア</i> (イ)	3, 900円	2,000円
第2号ア	6, 900円	3,500円
(ウ) a	10,800円	5, 400円
第2号ア	3,800円	1,900円
(ウ) b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第 2号に掲げるガソリン軽自動車のう ち三輪以上のもの(前項の規定の適 用を受けるものを除く。)に対する

第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月 1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号 ア	3, 900円	3,000円
第2号ア	6, 900円	5, 200円
(ウ) a	10,800円	8, 100円
第2号ア	3,800円	2,900円
(ウ) b	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる三輪以上の軽自動車の うち、自家用の乗用のものに対する 第82条の規定の適用については、当 該軽自動車が令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和5年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第2項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字

- 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる三輪以上の軽自動車 (自家用の乗用のものを除く。)に 対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和4年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該軽自動車が令和4年4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和5年度分の軽自動車税の種 別割に限り、第2項の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。
- 3 法**附則第30条第3項**の規定の適用 7 を受ける 三輪以上の法第446条第1 項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた目の属する年度の翌年度分の軽自動
 - 上 法 附則第30条第7項の規定の適用を受ける 三輪以上のガソリン軽自動車 (営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には今和5年度

車税の種別割に限り、同条第2号ア (イ)中「3,900円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」 **とあるのは「3,500円」**とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用|8 法附則第30条第8項の規定の適用 を受ける三輪以上のガソリン軽自動| 車(前項の規定の適用を受けるもの| を除き、営業用の乗用のものに限 る。)に対する第82条の規定の適用 については、当該ガソリン軽自動車 が 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら **令 和 7 年 3** 月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には、当該初回車両番 号指定を受けた日の属する年度の翌 年度分の軽自動車税の種別割に限 り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」 <u>とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)</u> a中「6,900円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の 特例)

第13条の2 市長は、軽自動車税の種(第13条の2 別割の賦課徴収に関し、三輪以上の 軽自動車が前条第2項から第4項ま での規定の適用を受ける三輪以上の 軽自動車に該当するかどうかの判断

分の軽自動車税の種別割に限り、第 3項の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

を受ける三輪以上のガソリン軽自動 車(前項の規定の適用を受けるもの を除き、営業用の乗用のものに限 る。) に対する第82条の規定の適用 については**、当該ガソリン軽自動車** が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和4年度分の軽 自動車税の種別割に限り、当該ガソ リン軽自動車が令和4年4月1日か ら**令和5年3月31日**までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和 5年度分の軽自動車税の種別割に限 り、第4項の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の 特例)

市長は、軽自動車税の種 別割の賦課徴収に関し、三輪以上の 軽自動車が前条第2項から第8項ま での規定の適用を受ける三輪以上の 軽自動車に該当するかどうかの判断 をするときは、国土交通大臣の認定 等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。)に基づき当該 判断をするものとする。

2 及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)

|第14条の2 昭和63年度から**令和8年**||第14条の2 昭和63年度から**令和5年**| 度までの各年度分の個人の市民税に 限り、所得割の納税義務者が前年中 に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法 第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の 譲渡(同項に規定する譲渡をいう。 以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅 地等のための譲渡(法附則第34条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等の ための譲渡をいう。) に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲 渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同 じ。)に係る課税長期譲渡所得金額 に対して課する市民税の所得割の額 は、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める金額に相当す

をするときは、国土交通大臣の認定 等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。) に基づき当該 判断をするものとする。

2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)

度までの各年度分の個人の市民税に 限り、所得割の納税義務者が前年中 に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法 第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の 譲渡(同項に規定する譲渡をいう。 以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅 地等のための譲渡(法附則第34条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等の ための譲渡をいう。) に該当すると きにおける前条第1項に規定する譲 渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同 じ。)に係る課税長期譲渡所得金額 に対して課する市民税の所得割の額| は、前条第1項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める金額に相当す る額とする。

- (1)及び(2) 略
- 前項の規定は、昭和63年度から令2 和8年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が 前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等の譲渡をし た場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法 附則第34条の2第5項に規定する確 定優良住宅地等予定地のための譲渡 をいう。以下この項において同じ。) に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税 の所得割について準用する。この場 合において、当該譲渡が法附則第34 条の2第10項の規定に該当すること となるときは、当該譲渡は確定優良 住宅地等予定地のための譲渡ではな| かつたものとみなす。

3 略

る額とする。

(1)及び(2) 略

前項の規定は、昭和63年度から令 和5年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が 前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等の譲渡をし た場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法 附則第34条の2第5項に規定する確 定優良住宅地等予定地のための譲渡 をいう。以下この項において同じ。) に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する市民税 の所得割について準用する。この場 合において、当該譲渡が法附則第34 条の2第10項の規定に該当すること となるときは、当該譲渡は確定優良 住宅地等予定地のための譲渡ではな かつたものとみなす。

3 略

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の我孫子市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税につい

ては、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された この条例による改正前の我孫子市税条例附則第12条の3及び第12条の7 第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能 割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお 従前の例による。